

議案第54号

福岡市職員等旅費支給条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に鑑み、旅費の種目及び内容に係る規定を簡素化する等の必要があるによる。

福岡市職員等旅費支給条例等の一部を改正する条例

(福岡市職員等旅費支給条例の一部改正)

第1条 福岡市職員等旅費支給条例（昭和28年福岡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1章の章名を削り、第1条第2項中「第3条第1項第5号」を「第3条第5号」に、「特別の定」を「特別の定め」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

第3条第1項第2号中「以下」を「次号において」に改め、同項第3号中「以下」の次に「この号において」を加え、同項第4号中「職員については」を「場合又は各機関の長若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」に、「又は居所）」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所）」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係を形成した者として市長が定めるものを含む。）」を加え、同号を同項第6号とし、同項に次の1号を加える。

(7) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、本市と旅行役務提供契約（旅行者等が本市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、本

市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

第3条第2項を削る。

第4条第2項第1号中「以下」の次に「この号及び次項において」を加え、同条第3項中「因り」を「より」に改め、同条第5項中「外」を「ほか」に、「特別の定」を「特別の定め」に改め、同条第6項中「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)」及び「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第6条において同じ。)」を受け」に、「場合において」を「場合その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第7項中「交通機関の事故又は」を削り、「その他市長が」を「その他規則で」に改め、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、本市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第5条第1項中「各機関の長又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)」を「旅行命令権者」に、「以下「旅行命令等」」を「以下この条及び次条において「旅行命令等」」に改め、同条第2項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第3項中「を変更(取消を含む。以下同じ。)」する」を「の変更をする」に、「基き、これを変更する」を「基つき、その変更をする」に改め、同条第4項中「これを変更する」を「その変更をする」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、「に当該旅行に関する」を「に規則で定める」に、「これを当該」を「当該事項を当該」に改める。

第6条の見出し中「旅行命令簿等」を「旅行命令等」に改め、同条第1項中「因り」を「より」に、「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第7条を削り、第8条の前の見出しを削り、同条中「旅費は」を「旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして規則で定める種目及び内容に基づき」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に、「よつて旅行し難い」を「よ

り旅行し難い」に改め、同条を第7条とし、同条の前に見出しとして「（旅費の計算）」を付する。

第9条及び第10条を削り、第11条第1項中「するもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条を第8条とする。

第12条、第2章及び第3章並びに第4章の章名を削り、第27条中「市用の交通機関等を利用して旅行した」を「本市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「その他当該」を「その他」に、「又は当該旅行」を「又は旅行」に改め、同条を第9条とし、同条の前に見出しとして「（旅費の調整）」を付する。

第28条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第11条 会計管理者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、会計管理者等は、前項に規定する返納に代えて、当該会計管理者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第29条中「条例」の次に「に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例」を加え、同条を第12条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡市職員の処遇等に関する条例（昭和63年福岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条中「福岡市職員等旅費支給条例（昭和28年福岡市条例第23号）」を「福岡市職員等旅費支給条例施行規則（昭和28年福岡市規則第9号）」に改める。

(福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第3条 福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「種類」を「種目」に、「福岡市職員等旅費支給条例（昭和28年福岡市条例第23号）」の次に「及び福岡市職員等旅費支給条例施行規則（昭和28年福岡市規則第9号）」を加える。

第5条第1項中「、福岡市職員等旅費支給条例別表第1に掲げる3等級の職員に準じ、旅費」を「旅費」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項の例により」を削り、同条に次の1項を加える。

3 前2項の旅費の種目、額及びその支給方法は、福岡市職員等旅費支給条例及び福岡市職員等旅費支給条例施行規則の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の福岡市職員等旅費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の条例第3条第4号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第5条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び改正後の条例第4条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の福岡市職員等旅費支給条例（以下「改正前の条例」という。）第5条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び改正前の条例第4条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に改正前の条例第5条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に改正後の条例第3条第4号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第5条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第4条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の条例第4条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第11条の規定は、改正後の条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。